

## 議案第 80 号

日進市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の  
制定について

日進市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例を別紙  
のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 30 日提出

日進市長 萩 野 幸 三

### 1 提案理由

この案を提出するのは、日東衛生組合の解散に伴い当該組合の事務を日進市が承継するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条第 3 項の規定に基づき、日進市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例を制定する必要があるからであります。

### 2 制定内容

技術管理者の資格について定める。

日進市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める  
条例

平成 年 月 日  
条 例 第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第3項の規定に基づき、日進市が設置する一般廃棄物処理施設（日進市し尿処理場の設置及び管理に関する条例（平成30年日進市条例第 号）第2条に規定するし尿処理場をいう。）に置く技術管理者の資格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。